

第1章 基本的な事項

1 計画改定の経緯・趣旨

本県では、平成8（1996）年4月に施行した「宮崎県環境基本条例」に基づき、平成9（1997）年3月に「宮崎県環境基本計画」を策定し、環境保全に関する施策を計画的に推進してきました。

その後、地球温暖化問題、廃棄物・リサイクル問題、生物多様性の問題など、本県の環境保全行政を取り巻く環境の変化に合わせて、平成13（2001）年3月に「宮崎県環境基本計画（改定計画）」（以下「改定計画」という。）を策定しました。

平成10（1998）年3月には「宮崎県地球温暖化対策地域推進計画」を策定するとともに、平成13（2001）年3月には「宮崎県環境学習基本指針」を、平成14（2002）年3月には「宮崎県廃棄物処理計画（第1期）」を策定し、地球温暖化や環境教育、廃棄物対策といった個別の環境課題に対する施策を計画的に推進してきました。

平成18（2006）年3月には、改定計画と相互に密接な関係がある「宮崎県地球温暖化対策地域推進計画」と「宮崎県環境学習基本指針」を同時に見直し、これらの3つの計画の内容をあわせ持つ「宮崎県環境基本総合計画」を策定し、「県民一人ひとりが支える『環境立県みやざき』の実現」を基本目標として掲げ、環境保全の取組を推進してきました。また、「宮崎県廃棄物処理計画（第2期）」を策定し、廃棄物の発生抑制、適正処理等を推進してきました。

平成23（2011）年3月には、「宮崎県廃棄物処理計画（第2期）」を、廃棄物の適正処理と循環型社会の形成を一体的に推進するための「宮崎県循環型社会推進計画」として見直し、「宮崎県環境基本総合計画」「宮崎県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」と統合した「宮崎県環境計画」を策定し、低炭素社会や循環型社会、自然共生社会の実現に向けた取組を推進してきました。

その結果、低炭素社会や循環型社会、自然共生社会の実現に向けて着実な成果をあげることができましたが、その一方で、地球温暖化や資源の枯渇、生物多様性の減少など地球規模の環境問題は一層深刻化しています。加えて、経済活動の拡大やライフスタイルの多様化等により、廃棄物排出量の高水準での推移や不法投棄の増大など、日常生活における環境問題も依然として残されています。

このような複雑かつ多様化した環境問題に適切に対応していくため、策定から5年経過した「宮崎県環境計画」を改定することとしました。本計画に基づき、低炭素社会や循環型社会、自然共生社会の実現に向けた取組をさらに推進し、本県の恵まれた環境と自然豊かな郷土を将来の世代も享受できる持続可能な社会の構築を目指します。

2 計画の性格と役割

本計画は、「宮崎県環境基本条例」第9条に規定する、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めた基本計画であり、宮崎県総合計画の環境部門における部門別計画として位置づけています。

また、本計画の一部は以下の計画としても位置づけています。

- 「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3第3項に規定する地方公共団体実行計画
- 「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」第8条に規定する行動計画
- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第5条の5に規定する廃棄物処理計画及び「第2次循環型社会形成推進基本計画(平成20年5月 環境省)」(以下「国の2次基本計画」という。)第4章第4節に規定する地域における循環型社会形成推進のための基本計画

県が策定する環境分野の個別計画や県が実施する環境保全に関する施策は、本計画の基本方向に沿って展開します。また、本計画は、県民、団体、事業者、行政等の各主体(以下、「各主体」という。)の果たすべき役割や取組の方向性を示すことにより、各主体が一体となった取組の推進を目指すものです。

(1) 県民

県民には、自らの日常生活と環境との関わりについての理解を深め、自主的・積極的に環境保全行動に取り組むことが求められます。

(2) 団体

団体には、それぞれの専門知識や技術を活かして、地域に根ざした取組を推進するとともに、県民、事業者、行政等との連携を図る中心的な役割を担うことが求められます。

なお、団体とは、NPOやボランティア団体等を指します。

(3) 事業者

事業者には、事業活動が環境へ影響を与えていることを認識するとともに、事業活動における環境への負荷を低減し、環境保全型のビジネススタイルへ転換することが求められます。

(4) 市町村

市町村は、住民に最も身近な自治体として、地域の各主体が行う自主的・積極的な取組を支援するとともに、それぞれの地域的・社会的条件に応じた環境保全施策を推進することが求められます。

(5) 県

県は、本計画の基本目標の実現に向けて、環境の保全のために必要な施策・事業を総合的かつ計画的に推進するとともに、その成果を広く公表し、適切な進行管理に努めます。

また、各主体の役割や取組の方向性を明らかにし、各主体間の連携を図るとともに、広域的な取組が必要とされる課題については、国や近隣の県と協力・連携して、施策事業の推進に努めます。

3 計画の期間

本計画は、平成 28 (2016) 年度から平成 32 (2020) 年度までの 5 か年の計画とします。

4 対象とする環境

本計画の対象とする環境は、「宮崎県環境基本条例」第 3 条に規定する基本理念や第 8 条に規定する施策の基本方針を踏まえ、次のとおりとします。

- 森林、河川、海、動物、植物等の多様な自然環境
- 大気、水、土壌、騒音・振動、化学物質、廃棄物等の生活環境
- 景観や文化財、自然とのふれあい等の快適環境
- 地球規模での大気の組成や気候等の地球環境